様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和　8年　6月　30日

茨城県知事　　大井川　和彦　殿

茨城県 令 8.6.30 和 環境政策課 受付

提出者
住所　　土浦市湖北 2-8-1
氏名　　茨城県流域下水道事務所　所長　安　正弘
電話番号　029-823-1621

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	那珂久慈浄化センター
事業場の所在地	ひたちなか市長砂 163-8
計画期間	令和 8 年 4 月 1 日から　令和 9 年 3 月 31 日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	水道業　（3631　下水道処理施設維持管理業）
② 事業の規模	下水処理量　34,720,583 ㎥　（令和 7 年度実績） 95,124.88 ㎥/日（令和 7 年度日平均）
③ 従業員数	60 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 1 のとおり

（日本工業規格 A 列 4 番）

<table>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="4">（管理体制図）

別紙２のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃プラスチック類、金属くず</td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>29,684.09 t</td><td>0.20 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

適正な水処理施設及び汚泥処理施設の運転管理</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃プラスチック類、金属くず</td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>31,792.64 t</td><td>1.50 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

同上</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の分別に関する事項</td></tr>
<tr><td>①現状</td><td colspan="3">（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

水処理施設沈砂池、各ポンプ場沈砂池にて、し渣と沈砂の分別</td></tr>
<tr><td>②計画</td><td colspan="3">（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

同上</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃プラスチック類、金属くず</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
産業廃棄物の量</td><td>－　t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃プラスチック類、金属くず</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
産業廃棄物の量</td><td>－　t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃プラスチック類、金属くず</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
産業廃棄物の量</td><td>－　t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した
産業廃棄物の量</td><td>27,044.84 t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

脱水汚泥の焼却による減容化と再利用</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃プラスチック類、金属くず</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
産業廃棄物の量</td><td>－　t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する
産業廃棄物の量</td><td>26,917.85 t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

同上</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="5">自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="3">① 現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃プラスチック類、金属くず</td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行った
産業廃棄物の量</td><td>－ t</td><td>－ t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃プラスチック類、金属くず</td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行う
産業廃棄物の量</td><td>－ t</td><td>－ t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td colspan="5">産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="6">① 現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃プラスチック類、金属くず</td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>2,639.25 t</td><td>0.20 t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処理委託量</td><td>44.44 t</td><td>0.20 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処理委託量</td><td>2,197.51 t</td><td>－ t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処理委託量</td><td>－ t</td><td>－ t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処理委託量</td><td>－ t</td><td>－ t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

脱水汚泥の再生利用業者への処理委託
し渣の処理は全量優良認定処理業者への委託</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃プラスチック類、金属くず</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>全処理委託量</td><td>4,874.79 t</td><td>1.50 t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>56.78 t</td><td>1.50 t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>4,432.51 t</td><td>－ t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>－ t</td><td>－ t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>－ t</td><td>－ t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

現在の取り組みを継続</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

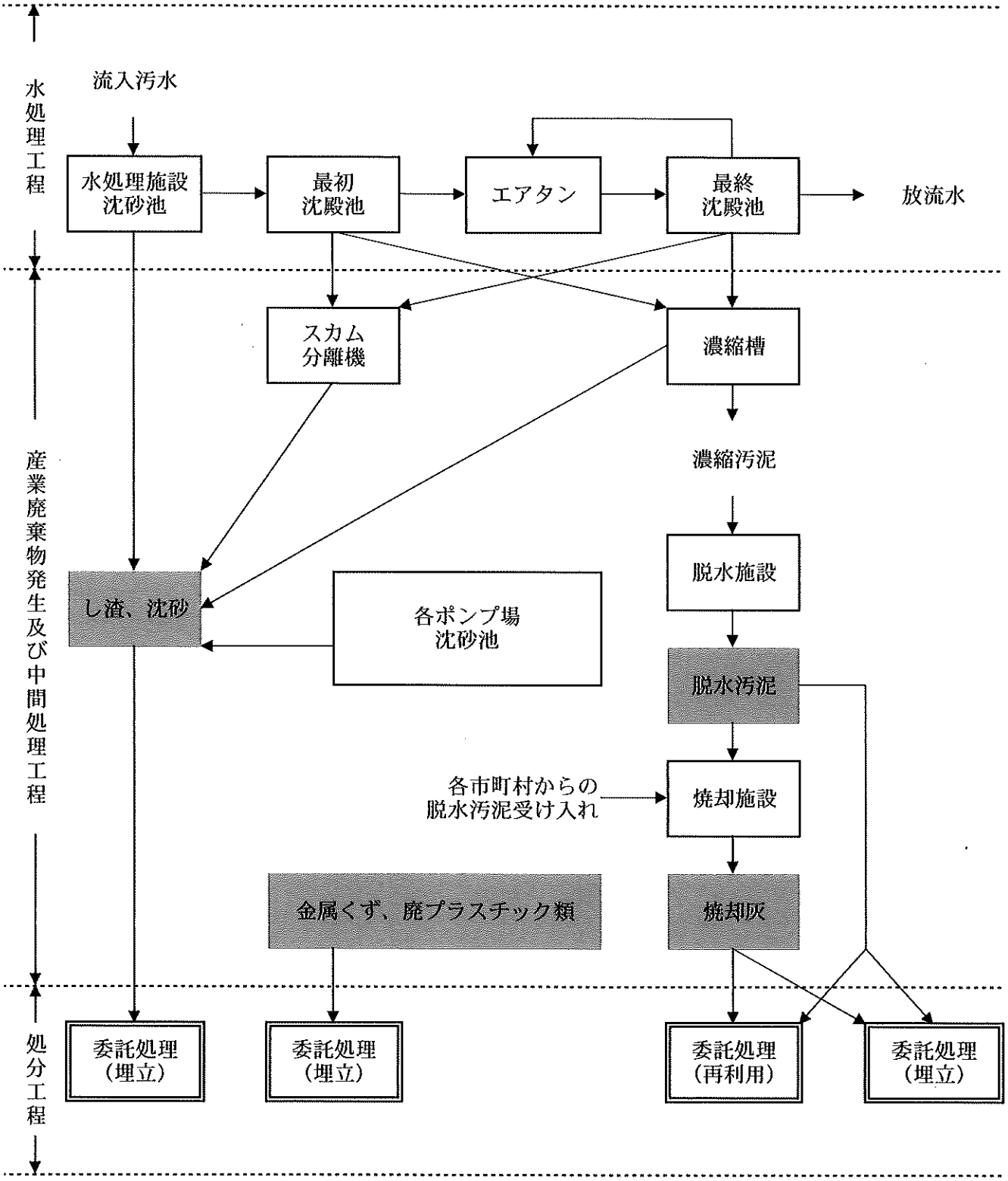
4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

別紙1　処理工程図



処理施設

発生した産業廃棄物

産業廃棄物処理方法

別紙2　産業廃棄物の処理に係る管理体制

統括業務監督員	茨城県流域下水道事務所	所長
主任業務監督員	那珂久慈浄化センター	長
業務監督員	那珂久慈浄化センター	員
指定管理者	那珂久慈浄化センター	業務責任者
	那珂久慈浄化センター（水処理）	業務主任者
	那珂久慈浄化センター（汚泥処理）	業務主任者
	那珂久慈浄化センター（汚泥焼却）	業務主任者
○廃棄物処理に関する各種事項の決定承認 ○委託契約の締結 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転、維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理		